

はじめに

東アジアにおける行政の情報化と行政改革への視点

紙野 健二

目 次

- 一 行政の情報化の普遍性と歴史性
- 二 行政の情報化と公法学
- 三 本シンポジウムの趣旨

一 行政の情報化の普遍性と歴史性

周知のように、二〇世紀の最後の十年間は、日本を含む東アジア諸国にとって政治的経済的に大きな転換期であり、行政法制面でも各分野で急速な整備展開が進んだ。それらは、いくつかの国では権威的政治体制に代わる民主主義や基本的人権の保障などの近代的価値観の確立のための一階段であり、他方において政治経済のいわゆるグローバル化を背景にした行政の組織、作用または役割の見直しを含むものであった。この展開は、日本においては現時点でも着地点を求めて、他の諸国においては対外的緊張をはらみつつ、あるいは国内政治の変動を含めて進行中である。

ところで、この過程に加えて、知識や意思を大量かつ瞬時に伝達することを可能にする情報技術の進展もまた、世紀転換を別の意味で画するものであることは否定することはできない。それは、新世紀における一国的な「この国のかたち」を問い直す契機であるのみならず、いわゆる先進国と発展途上国とを問わず押し寄せる不可避的な波であり、どのようにこれを受容し活用するか、またはその前に、これがどのような国際的・地域的な変動を、社会のどのような部分に生ぜしめるのかが問われるのである。

わが国の「e-Japan 戦略」は、「IT 革命の歴史的意義」について、産業革命に匹敵する歴史的な大転換をもたらす知識創発型社会への移行を説き、次のように主張する。「その過程では将来の繁栄を実現するための痛みにも耐えなければならない。我々国民一人一人は、明治維新、終戦といった過去の時代への幕引きがない中で、自ら素早く社会構造の大変革を実行することが求められている」と。情報化は、いわゆる構造改革と重なるのみならず、この展望を切り開く先端

部分としての課題を担うものであり、また、「電子政府構想」は、2003年までに中央省庁レベルで、2005年までに地方自治体レベルで、公共部門の業務を電子化し、世界最先端のIT国家となることを目指すとされている。

かくして、今日、情報化はまぎれもない一つの国家戦略として推進されているのであって、このことはわが国に固有のことではなく、欧米やアジアにおいても同様である。情報化は、この意味で、この期のグローバル資本主義的競争の渦中にあるという歴史的規定性を帯びている。すなわち、この動向は政治経済文化のグローバル化や市場化が進展するこの世紀転換期にすすめられているとともに、逆にそれらをさらに加速しているのである。

したがって、私たちは、情報化を所与のものとして前提とするのではなく、直面する現代の社会の構造的諸問題に即して、とりわけ負の側面をも含めて総合的に捉えることを出発点として求めなければならない。すなわち、情報化のより広い社会的基盤を模索し、それらを整序するとともに、現実政策における構造改革の脈絡や社会に存在する諸病理に即して理解することが求められるのである。いいかえれば、私たちは、情報化の普遍性と特殊歴史性とを区別することにより、そこにおける不可避性や現実の選択肢のありようを明らかにすることができよう。

二 行政の情報化と公法学

さて、中国、韓国、台湾および日本において公法学を専攻する私たちは、さしあたりそれぞれの国の統治制度を対象として、そこに存在する法原理やその動態を分析し、その内容を明らかにすることを任務としている。したがってそれは、つまるところ情報化が行政の組織や活動、さらにはこれにかかわる国民の権利や民主主義にどのようにかかわるかである。

そこで、さしあたり東アジア諸国においては、これらの制度に及ぶ情報化の波が、どのように押し寄せてきているかをまず正確に認識することが課題となる。具体的にいえば、政府組織のみならず事業者法人や個人がどのように情報化なるものを利用し、どのような工夫がこらされているか、またその利用のためにどのような政策が打ち出され、どのような問題を派生させ、解決がはかられているかである。そこでは、この行政の情報化による利便、その活用の形態、およびそれらの意義にとどまらず、そこではどのような価値原理の相克と展開が、場合によってはいかなる陥穽がひそんでいるのかに法的視角から接近することが求められる。

情報化の利便的効果の存在はあらためていうまでもないとしても、それらは予定調和的に達成

されるものでもとよりない。それは一定の体系的配慮の下にはじめて可能となるものであって、その政策もまた、当該社会における価値体系と無関係ではありえない。そこでの利便は抽象的なものではなく、その具体的内容が、享受する主体と階層、形態またはそれが及ぼす副次的な社会的影響も含めて吟味されねばならない。つとに指摘されるように、このことはすでに社会に存在しているさまざまな不平等や較差とりわけ貧富や年齢その他と無関係ではないし、情報化との生活上の距離も人によって一様ではあるまい。平等や較差の平準化が一時代前のトレンドであるかのように喧伝される今日、そこに問題性を嗅ぎとることはさほど難しいことではない。また、情報化はあらたな型の犯罪、回復困難な権利利益の侵害、社会不安、さらには民主主義の変質や疎外を招き、とめどなく拡大する可能性さえないではない。これが、構造改革の進展の負の側面と増幅しあうことがなければ幸いといわねばならない。これらに対して、基本的人権や統治における普遍的価値原理の保障の観点から、どのような積極的配慮や法的な抑制が加えられ、逆にどのような価値原理の発展が求められなければならないのであろうか。これらの論点は、情報化がさまざまな課題を克服してどのように普遍的なトレンドたりうるのかのみならず、公法学の重要課題である公共性あるいは公共圏概念にもかかわるものである。

三 本シンポジウムの趣旨

以上の諸問題の検討を目的とする私たちのシンポジウムにおいては、私たちは情報化の進展を行政改革が進展する一つの局面において捉えようとしている。情報化と行政改革のかかわり方についての意識は一様ではないが、それぞれの報告者の国における改革の進展状況を垣間みることができよう。ここでの検討は、情報化の発信元の西欧ではない漢字文化圏という共通の基盤を持つ「東アジアにおける」という限定を付してなされている。この限定の意味づけもさまざまな方面から可能であろうが、情報化の国際的推進の中心であり、展開の方向を規定するのがアメリカを中心とする西欧社会であるとしても、これを受容し活用するのは、それぞれの国の社会であるということに、何らかの意味を見いだすことができよう。

*本シンポジウムおよび報告は、文部科学省の科学研究費「基盤研究(B)(2)東アジアにおける行政改革と行政法制の整備 - データベースの構築 - (課題番号 11420005)」の補助を得て、2001年7月14,15日名古屋大学のCALE Forumで開催されたものである。

Summary

A Frame of Reference toward Digit-Government and Administrative Reform in East Asia

Kenji Kamino

1 Generalities and the History of Digit-Government

As is known, the last ten years of the 20th Century were a political and economic turning point for many East Asian countries, including Japan. During this period, the field of administrative law has been rapidly changing and, in some countries, has become one phase in establishing modern values such as democracy and basic human rights. It has helped to replace authoritarian political regimes in some countries, while, elsewhere, it has spurred the review of administrative organs, administrative actions and the role of administrative bodies under the background of the “globalization” of politics and economics.

As a result of foreign pressure and domestic political changes, such an evolution is now occurring in Japan, as well as in other countries.

The “E-Japan Strategy” ranks the historical significance of the IT revolution as a “historic transition equal to the Industrial Revolution”, stating “in that process of change we need to endure pain to realize the future prosperity. We, each citizen is required to rapidly implement the big structural revolution of the society with our own initiatives, not prompted by the end of an era like the Meiji Restoration or the end of World War ”. Digit-Government not only overlaps structural reforms but also shoulders challenges as a key to opening the future.

As stated earlier, digitalization is currently being promoted as a national strategy, not only in Japan, but also in other Western and Asian countries. In that sense, digitalization bears a historical mission that means it is facing a battle for capital. Therefore, from the beginning, it is essential for us to grasp the concept of digitalization, including its negative aspects, along with its structural problems, and not to accept it passively without due consideration. By demonstrating the inevitability and options digitalization offers, we can make clear its historical determinativeness.

2 Digit-Government and Public Law

Digitalization will be accompanied by increasing opportunities for new types of crimes, irrecoverable violations of rights and benefits, social unrest, and moreover, changes in the quality or, perhaps even alienation, of democracy. We will be lucky if these issues and the negative effects of structural reforms do not reinforce one another.

Against these challenges, and from the viewpoint of safeguarding the general principle of values in basic human rights or government, we need to analyze the following issues:

- What kind of positive considerations should be made?
- What kind of legal restrictions should be imposed?
- What kind of values should be developed?

These points deal with the various challenges of digitalization, as well as with the public interest and the entire concept of the public sphere, all of which are important subjects in public law.

3 Objectives of this Symposium

With a view to discussing the various issues stated above, in our symposium, we attempted to consider the information revolution as one aspect of the evolution of administrative reforms. Even we may not recognize the relationship between digitalization and administrative reforms as necessarily the same, we may still benefit from discussing reforms in each country.

This symposium was held at CALE Forum, Nagoya University Center for Asian Legal Exchange on 14,15 July 2001, supported by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology under the Science Research Fund “Infrastructure Research (B)(2) Administrative Reform in East Asia and Development of Administrative Law System (Issue No.11420005)”.